

# 【議事録】

実施日時 令和3年8月17日（火）13:30～15:20

会議名	令和3年度第2回八潮市地域福祉計画推進委員会	実施場所	八潮メセナ3階 会議室1・2
目的	<input checked="" type="checkbox"/> 進捗会議 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 研究会 <input type="checkbox"/> レビュー <input type="checkbox"/> Q&A <input type="checkbox"/> 打ち合わせ <input type="checkbox"/> その他		
件名 議題	<input type="checkbox"/> 開 会 <input type="checkbox"/> 議 事 (1) 令和2年度八潮市地域福祉計画実施計画調書及び事業評価調書について (2) 第3期八潮市地域福祉計画【現状と課題】について (3) 困難事例把握調査等の結果について <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 閉 会	資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
出欠席	<input type="checkbox"/> 出席委員  宇田川 光輝 委員 籠倉 正美 委員 川上 泉 委員 篠木 猛 委員 安孫子 由美子 委員 山本 千秋 委員 藤波 光子 委員 佃 志津子 委員 長友 祐三 委員 白井 陽子 委員 市川 俊之 委員 狩野 重子 委員  <input type="checkbox"/> 欠席委員 杉山 誠一 委員 飯田 ミエ子 委員 渋谷 隆 委員  <input type="checkbox"/> 事務局 香山 健康福祉部部長 遠藤 健康福祉部副部長 原崎 社会福祉課副課長 蓮本 社会福祉課福祉企画係主任 伊原 社会福祉課福祉企画係主事 江口 社会福祉課福祉企画係主事 宮本 八潮市社会福祉協議会総務課事業副課長 星野 八潮市社会福祉協議会総務課事業係長 Next-i(株) 吉元氏 <input type="checkbox"/> 傍聴者 2名	記入者	社会福祉課 蓮本

## 内容

## 議事概要

（１）令和２年度八潮市地域福祉計画実施計画調書及び事業評価調書について

## 質疑応答

（委員）

・資料１、１５頁において、子どもの貧困に関わることについて報告があったが、イメージがわからないので具体的な例を挙げてほしい。

また、新型コロナウイルスの関係で、自宅で学習しなくてはいけない状況が出てきているが、IT環境の有無で学力に差がでる。IT環境の問題は具体的にどうなっているのか。

（事務局）

⇒学習支援に着目して説明したい。学習教室は中学生・高校生の子どもの対象になっており、毎週水曜日に八潮生涯学習館で１８時から２０時の２時間を使い、学習教室を開催しているが、昨年度については、学校休校があったため、５月までは未開催だった。

コロナ禍の状況で、県と相談しながら、教室の開催を検討してきた。

学習能力の低下や基礎学力の低下がみられ、また、特別支援学校や特別支援学級の子ども、不登校の子どもの数が非常に多くいるのが現状である。

学校に行けていない分、学力の低下が著しいため、学習館の学習教室に来てもらいたいが、そこに行くのは非常に難しい状況である。

昨年度は電話で連絡を取り、本人が希望すれば学習教室で、そうでない場合は、訪問して家庭で個別学習を行っていた。

ただ、学習だけでなく生活習慣についても定着しておらず、早起きや食事ができていない子どもが多くいる。

特に、中学３年生や高校３年生、卒業後の進路をどうするかという子どもに対しては、学校が入り込めないところをアスポートに支援していただき、場合によっては学校とアスポートが連携しながら卒業後の進路について探ってきた。

昨年は、就職することは厳しい状況であったが、中学生については、ほとんどの学生が進学している。

残念なことに、高校卒業の年齢に達した子どもについては、通信制や定時制に通っている子どもが多かったせいか、就職という進路を選ぶ学生が多かったが、支援の手をいれても就職に繋がらず、卒業後に生活困窮者の就労支援、生活保護者の就労支援の事業につなげて、今後の生活を自立させていく便宜を図っている。

IT環境については、小学校・中学校に関しては、クロームブック等を使いながら、学校での学習支援を始めていると聞いている。

また、来年度以降は、自宅にツールを持ち帰って学習することを検討していると聞いている。

いずれにしても、子どもの学力の低下が否めないため、生活保護世帯についてはケースワーカー、学校、アスポートが連携しながら、学力の低下をなるべく食い止める努力をしていきたい。

（委員）

・地域包括支援センターでも成年後見についての相談を受けているのだが、私が所属する地域包括支援センターの職員は、社会福祉協議会の法人後見としての市民後見人が機能していないと

いう認識だった。4月からの相談が社会福祉協議会に21件あったということだが、その中で市民後見につながった事例がないという認識でよいか。

(事務局)

⇒現在実績はない。

(委員)

- ・21件の相談者に後見人はつかなかったのか。

(事務局)

⇒すべて申立てにつながったものではなく、制度説明や申立ての方法の説明もあり、後見人をつけるといった相談はなかったと聞いている。

(委員)

- ・相談に乗る中で、司法書士や行政書士の団体の法人後見の方に紹介する事例が多いのだが、お金がないという理由で後見人をつけられない事例も多く、その場合に、社会福祉協議会の後見センターに相談すれば社会福祉協議会の市民後見人がつくということか。

(事務局)

⇒必ずではないが、後見の報酬を支払う財産のない方については、親族がいれば親族になるかと思うが、財産がなく、親族もいない方を救うことが、社会福祉協議会が法人後見を担う役割だと考えているので、そうした方々の相談に乗っていきたい。

(委員)

- ・市民後見人養成講座を卒業された方で、2名で3件の後見をされているというお話だったかと思うが、その方への報酬はないのか。

(委員長)

- ・2名の方は市民後見人として活動されているのか。

(事務局)

⇒市民後見人が支援員として活動している。報酬が支援員に対して発生するものだが、ご本人に財産がなければ、実施主体の埼玉県社会福祉協議会から八潮市社会福祉協議会の方に補填される。また、ご本人に財力があればご本人の負担となる。

(委員長)

- ・その2名は安心サポートの支援員なので、市民後見としての活動ではない。そういう意味では、市民後見人として活動している人はいないということでしょうか。

(事務局)

⇒市民後見人講座の終了の方は、現在安心サポートネットの支援員としての人材活用に留まっている。後見人としての活動実績はない。

## (2) 第3期八潮市地域福祉計画【現状と課題】について

(委員)

- ・資料2、4頁について、自助を削除すべきだと思う。行政から出す文書であって、行政から市民に自助を求めることはおかしいと考える。自助はすでにやっていることで、その上でさらにこうした文書で出し、トップにあがっている。そもそもの考え方がおかしいと考える。その裏付けとして、37頁に自立して暮らしていくために力を入れてほしいこととして、手当や年金などの経済的支援が53.1%で最も多くなっている。つまり、これは自助では解決できない問題の解決を多くの人が望んでいる。もう1つ付け加えると、菅総理が就任した時に、自助、共助、

公助を全面的に出した。国のトップがなぜ最初から自助を国民に要求するのか、おかしいと思った。現在では、コロナ対策が不十分なために、コロナに感染しても病院に入れずに出ている。自宅療養を要求しているが、それは自助であり、こうしたことを踏まえて、八潮市の行政文書の中で、自助をこれだけ大きく出していくことは間違いである。こうしたことを載せていることによって、本当に行政の手が届かないことの言い訳にもなりかねないので、削除すべきではないか。

(事務局)

⇒第2期計画から記載させていただいているが、まずはご自身ができることを自分ですることを大前提に、家族や地域で助け合い支え合う互助の考え方を持つことが大切で、それもできない場合に共助、公助がある。介護保険法の中でも、自助について同様のことが謳われている。意見については、貴重なご意見としていただくこととする。

(委員長)

・実際には、自助が全くないかといえばそうではない。自分でできることについては自分でやってもらうが、自助が最優先に出てくるという意味ではなく、互助、共助、公助とそれぞれすべきことを謳っており、うまくかみ合いながら進めていくということで、行政の方でもご検討いただきたい。

(委員)

・資料2、15頁のSDGsの理念について、誰一人取り残さないということで、八潮市ではすべての計画でこのように取り組んでいるかと思っておりますが、特にこの理念を強く表に出したような計画や施策があったら教えていただきたい。

(事務局)

⇒取り立ててこれというものはないのだが、最近ではゼロカーボンの取組等を始めており、直接というわけではないが、SDGsを市政の方に色々と反映していくかたちになる。誰一人取り残さないというところは、地域福祉の役割の1つだと考えているので、そうした精神で取り組んでいきたい。

(委員)

・資料2、11頁の①、地域福祉を取り巻く環境の変化によって、福祉ニーズが多様化・複雑化していることと書いてあるが、具体的にはどのようなことなのか。

(事務局)

⇒こちらの文章は国が出している文章を基に記載させていただいており、国全体におけるニーズが多様化・複雑化しているということで、この時点での八潮市の具体的な問題についてはすぐに回答することが難しい。

(委員長)

・計画策定の趣旨のところに、多様化する福祉ニーズについての例が挙げられている。生活困窮やひきこもり、あるいは制度の枠にはまらない問題、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等の問題が新たな問題となっており、1つの問題に限らず、多様化した問題になっている。具体的な内容が必要であれば、ここに書き込んでいただくとよい。

(事務局)

⇒委員長のご指摘の通り、後ほどの困難事例把握調査で挙がってくる。平成27年の国の報告に

において、何を多様化・複雑化していると捉えたかについては、資料がないので、後ほど確認させていただきたい。

(委員)

- ・文章からすると、八潮市の中で今までにない複雑で多様な問題がたくさん起きているのかと思いき質問したのだが、それほど変わらないということは理解した。気にしているのは、八潮市の中でも子ども食堂の運動が盛んになっている。そういうものをみていると、子どもの貧困ほどの程度の貧困なのか気になっている。不登校の問題や貧困の問題のレベルが進んでいるのではないかと気にしている。

(委員長)

- ・現在八潮市で子どもの貧困の調査をしていると思う。食事や教育の実態が出てくるので、それについても計画に反映できれば入れていただきたい。

(事務局)

⇒子どもの貧困調査については、子育て支援課の方で実施している。

進捗状況については、確認は取れていない。担当課から情報提供があれば今後お示ししたい。

(委員長)

- ・3年ほど前に県全体の子どもの貧困調査を実施しており、実態としては6人に1人の子どもが貧困であるということを含めて、結果として出している。それと同様の調査を八潮市でも実施しており、調査結果も出てくると思うので、それを含めて計画に盛り込んでいただきたい。

### (3) 困難事例把握調査等の結果について

(委員)

- ・アンケートの件で、民生委員・児童委員が31件となっているが、1人に5枚の用紙が入っており、他の委員から記入について問い合わせがあった。民生委員・児童委員は120名ほどいるので、事務局側の事情があるとは思いますが、できれば全員に出していただき、1人1件の事例の方が緻密な調査ができるのではないかと感じた。

(事務局)

⇒民生委員・児童委員等へのアンケート調査については、第1回の推進委員会でご意見をいただき実施したところですが、期間が短かったこともあり、委員全員に対して調査をすることが難しかったため、今回は役員と主任児童委員に対して調査を行わせていただいた。

(委員)

- ・資料の提示の仕方について、困難事例把握調査等の報告資料はきれいにまとめられていて、定量的であるし、網羅的にまとめられている。大変な手間がかかっており、貴重な資料だと思うが、これだけでは不十分だと思う。それは、具体的なイメージがわいてこない。当事者はどのような困難を抱えていて、支援する人や介助する人はどういう困難があるのか、具体的なストーリーがまったくわからない。

その点、本日の報告とともに、典型的で具体的な事例を出していただかないと、聞いていても把握できない。これは困難事例だけではなく、行政から提案される資料はきれいにまとめられていて、抽象的に箇条書きになっているが、具体的なイメージがなかなかわからない。我々は専門家ではないので、提案する側から、もう1つ要素を加えた資料提供を要望したい。

(委員長)

- ・個人情報との関係でどこまで載せられるかが問題である。可能であれば、ある程度手を入れながら、具体的なものを落とし込んでいただきたい。

(事務局)

⇒今後、計画書にも調査の結果として概要を掲載するので、その段階でコンサルタントと調整していきたい。

(委員)

- ・資料3、4頁について、高齢者分野の3行目、サービスを利用する時に拒否する家族の生活管理とありますが、例えば、一人暮らしが困難になり、施設に入れようかというときに、民生委員の見守りも入っており、良い方法を考えていくかと思うが、その時に、親族がそこに入るとお金がかかるから入所させないなど、個人的なことを伺うことがある。しかし、施設に入った方がよいという状態で地域包括支援センターの方もその方がよいと言っているが、親族が拒否する場合はどうになってしまうのか。成年後見センターの方が相談に応じても引っかからなかったという方も、その後どうなっているのか。困って相談に言ったのに、どのように解決に持っていくのかと思った。SDGsではないが、見逃さないものがあるなら、どこまでかかわってもらえるのか。解決策はあるのか。

(事務局)

⇒経済的に困窮していることが考えられるので、資産の活用を第一に考えることになるが、市の社会福祉課に相談窓口があるので、そちらに案内していただきたい。本人が来ることが難しければ、電話でも親族でも相談に乗ることができる。また、入院等の場合はそこに相談員もいるので活用していただき、対応したい。

(委員)

- ・生活に困窮しておらず、持ち家の方の場合もあるが、その場合はどうなるのか。

(事務局)

⇒困難事例として課題に挙げられているように、施設に入った方がよい方でも本人や家族が拒んだりするケースがある。どこまで介入していくかが課題となっており、具体的な解決策も難しいのだが、在宅でみられる部分であれば地域包括支援センターやケアマネジャーと協力することができる。

(委員長)

- ・今の話だと、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で対応していくことになる。地域福祉計画の位置づけとしては、最初にお話ししたように、個々に対応すべき問題については分野ごとに行政の計画の中で進めていく。最終的に、地域福祉計画とは何かと言うと、課題の整理で挙げられた4点、各分野に共通して必要なものとして絞り込んで報告をいただき、ここでは、身近なつながりづくり、地域を支える人材育成、安全・安心の確保、包括的な支援体制となっており、地域福祉計画のめざす基本的なものである。

特に地域福祉計画の中で、他の所管課に所属しないでやらなくてはならないものは、生活困窮や成年後見の取組みであり、計画の中で整理していく必要がある。

●要対応事項・要検討事項・課題など

別紙 ( 有 無 )

内容	対応者	期限	備考
・困難事例把握調査等の結果の概要について、計画書に分かりやすく掲載する。	事務局	—	—

●その他の補足事項

別紙 ( 有 無 )

--

●要対応事項・要検討事項・課題などの調整結果 (

月 日調整済み)

別紙 ( 有 無 )

要対応事項	調整結果